平成２２年（フ）第１号
鹿児島県指宿市十町1530番地渕田住宅６
債務者　尾前　昌彦
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第２号
鹿児島県南九州市川辺町上山田4356番地２、住民票上の住所鹿児島県枕崎市桜山町216番地
債務者　船迫　秀一
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第１８３７号
仙台市泉区南光台１丁目54番７号　アメニティゾーン南光台101
債務者　小濱　国博
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
仙台市若林区上飯田３丁目９番36号
債務者　清水　資郎
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５号
宮城県柴田郡大河原町字高砂町２―22―101武田方、住民票上の住所宮城県柴田郡柴田町船岡東３丁目13番７号
債務者　猪股　陽子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第３３号
秋田市下北手松崎字碇り６番地11
債務者　髙久　慶子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９号
秋田市土崎港相染町字中谷地９番地９
債務者　草階　亮一
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６９号
福島市山口字西浦93番地の４
債務者　小野　洋明
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第４１７号
福島市仁井田字谷地南39番地の４　レスポワール仁井田Ａ棟102号室
債務者　四宮麻衣子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２１７号
茨城県日立市金沢町２丁目25番10―104号、前住所茨城県日立市東多賀町３丁目５番１―107号
債務者　モーダラゲ　アルナ　ニシャンタディ　シルバ
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第４号
茨城県日立市河原子町３丁目28番24号
債務者　小田部妙子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第５号
茨城県日立市田尻町４丁目27番６号
債務者　笹沼　涼太
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第６号
茨城県日立市小木津町３丁目24番５―204号
債務者　石塚　　明
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第７号
茨城県高萩市大字上手綱1633番地の２、前住所茨城県北茨城市磯原町磯原273番地の22
債務者　小松　紀子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第８号
茨城県日立市城南町５丁目４番２―403号
債務者　朝日ひとみ
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１９号
茨城県つくば市遠東764番地　東山住宅16号
債務者　木村　清子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４号
長野県安曇野市穂高6092番地２
債務者　中村　幸司
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
長野地方裁判所松本支部